

## 貸金庫規定改正のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、金融機関による貸金庫業務の厳正化およびマネー・ローンダリング等防止を図るため、金融庁の中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針が改正されました。これに伴い、当金庫の貸金庫規定を以下のとおり改定いたします。

なお、改正後の規定は、従前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 改定する規定

[貸金庫規定](#)（新旧対照表は[こちら](#)をご覧ください）

### 2. 貸金庫規定の主な改正内容

#### (1) 「現金」の格納禁止

貸金庫の中に「現金」は格納できません。

#### (2) 「利用目的」の申告

お客さまに貸金庫を適切にご利用いただいていること（利用目的）を定期的にご申告いただくこととなりました。

### 3. 改正日

2026 年 6 月 1 日（月）

### 4. 現在、貸金庫をご利用中のお客さまへ

(1) 貸金庫の利用目的をご申告いただくため、2026 年 3 月下旬以降、順次「申告書」を郵送いたしますので、内容をご確認いただき、ご記入ご署名のうえ返信用封筒にてご返送をお願いいたします。

(2) 貸金庫の中に現金を格納されているお客さまにおかれましては、大変お手数ですが、次回ご来店の際などに、お取り出しくださいますようお願いいたします。

以 上